

奈良県ひとり親家庭等の自立支援プラン (第2次)

平成23年3月
奈良県

奈良県ひとり親家庭等の自立支援プラン(第2次)

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	-----	1
2 計画の位置づけ	-----	2
3 計画の期間	-----	2
4 計画の策定体制と経緯	-----	2

第2章 ひとり親家庭等を取り巻く現状と課題

1 ひとり親家庭等の現状	-----	4
(1)ひとり親家庭等世帯数の推移	-----	4
(2)離婚率の推移	-----	4
(3)児童扶養手当受給資格者数の推移	-----	5
2 平成21年度「奈良県ひとり親家庭実態調査」結果	-----	6
(1)調査の概要	-----	6
(2)調査結果	-----	6
3 ひとり親家庭等の課題	-----	14
(1)市町村アンケート調査の結果	-----	14
(2)ひとり親家庭等の課題	-----	14

第3章 「奈良県ひとり親家庭等の自立支援プラン」(第1次プラン)に基づく施策の実施状況と評価

1 第1次プランにおける目標値の達成状況	-----	15
2 施策の実施状況及び評価	-----	15
(1)相談・情報提供機能の充実	-----	15
(2)子育て支援策の推進	-----	16
(3)生活支援策の充実	-----	17
(4)就業支援策の推進	-----	18
(5)関係機関の連携及び地域の協働の推進	-----	19

第4章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	-----	20
2 計画の体系と各施策の基本目標等	-----	20

第5章 各施策の具体的取組

1 相談・情報提供機能の充実	-----	22
(1)母子自立支援員等による相談・情報提供	-----	22
(2)法律相談	-----	23
(3)女性相談・DV相談	-----	23
(4)身近な地域活動者による情報提供	-----	23
(5)地域におけるひとり親家庭の交流・相談	-----	24
2 就業支援策の推進	-----	24
(1)就業相談・就業情報提供	-----	24
(2)就業に向けた能力開発	-----	25
(3)就業機会の拡充	-----	27

3	子育て支援策の推進	-----	27
	(1)多様な保育サービス等	-----	28
	(2)児童の健全育成の充実	-----	28
	(3)子育て相談・教育相談	-----	29
	(4)養育費確保支援	-----	29
4	生活支援策の推進	-----	30
	(1)経済的支援	-----	30
	(2)日常生活支援	-----	31
	(3)住宅支援	-----	31
	【参考】国(奈良労働局)等が実施する事業	-----	32

第6章 計画の推進

1	計画の推進	-----	33
2	国、市町村等との役割分担と連携	-----	33
3	計画の評価	-----	34

資料編

1	主な関係施策	-----	35
2	主な相談機関	-----	40
3	用語解説(50音順)	-----	46
4	奈良県ひとり親家庭等の自立支援プラン (第2次)策定委員会設置要綱	-----	47
5	母子及び寡婦福祉法	-----	49
6	母子家庭及び寡婦の生活の安全と向上のための 措置に関する基本的な方針(抜粋)	-----	59

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

奈良県では、平成18年3月に平成18年度から22年度までを計画期間とする「奈良県ひとり親家庭等の自立支援プラン」（以下、「第1次プラン」という。）を策定し、ひとり親家庭等の自立に向けた施策に取り組んできました。

「平成21年国民生活基礎調査」（厚生労働省）によると、全国の児童のいる世帯の平均所得金額は約689万円であるのに対し、「平成21年度奈良県ひとり親家庭実態調査」（以下、「県実態調査」という。）では、母子世帯と父子世帯を合わせたひとり親世帯の約半数が年収200万円未満となっており、特に母子世帯の約6割が年収200万円未満という状況にあります。また、就業している母子家庭の母の約半数が、「派遣・パート」という不安定な就業形態となっています。

このように、昨今の経済情勢の悪化に伴い、ひとり親家庭等の就業及び生活環境はますます厳しくなっている中で、子育てと生計の維持を一人で担わなければならないひとり親家庭の親にとって、また、子どもの成長にとっても、収入や雇用条件面等でより安定した仕事に就き、生活の安定を図っていくことが必要です。

また、母子家庭の母の経済的自立の阻害要因としては、雇用側の問題だけでなく、地域との結びつきが薄かったり、家庭に引きこもりがちであるなどにより、積極的な就職活動に至らないということがあり、「自立意識の醸成」に向けた精神的な支援も重要となっています。

このような状況の中、県では、第1次プランの計画期間が平成22年度に終了するため、県内のひとり親家庭等の現状を踏まえ、第1次プランにおいて定めた各種施策の実施状況の評価を行うとともに、総合的かつ計画的にひとり親家庭等の自立を促進するため「奈良県ひとり親家庭等の自立支援プラン（第2次）」（以下、「第2次プラン」という。）を策定するものです。

この第2次プランに基づき、ひとり親家庭等が安定・自立した生活を営むことができるよう、各種施策を推進していきます。

◆国における法制度の概要

○母子家庭自立支援対策大綱の策定（H14年3月）

- ・母子寡婦福祉対策を抜本的に見直し、「子育てや生活支援」「就労支援」「養育費の確保」「経済的支援」を柱に施策を再構築

○母子及び寡婦福祉法の一部改正（H14年11月公布、H15年4月施行）

- ・「母子家庭自立支援対策大綱」の施策を具体化
- ・国における基本方針、都道府県等における自立促進計画の策定を明確化

○児童扶養手当法の一部改正（H14年11月公布、H15年4月施行）

- ・離婚等による生活の激変を一定期間で緩和する経済的支援制度への転換

○母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法の制定（H15年7月公布、H15年8月施行。H20年3月末失効）

- ・母子家庭の母に対する就業支援の一層の促進

○児童扶養手当法の一部改正（H22年6月公布、H22年8月施行）

- ・児童扶養手当の支給対象を父子家庭の父に拡大

2 計画の位置づけ

第2次プランは、母子及び寡婦福祉法第11条に定める「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（以下、「基本方針」という。）に即して策定する、同法第12条に定める「母子家庭及び寡婦自立促進計画」です。

第2次プランの推進にあたっては、「奈良県こども・子育て応援プラン（奈良県次世代育成支援後期行動計画）」など県が策定する各種関係計画との連携を図ります。

◆奈良県こども・子育て応援プラン（奈良県次世代育成支援後期行動計画）

- 性 格：次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的に制定された「次世代育成支援対策推進法」（平成15年7月16日法律第120号）の基本理念に基づき策定する次世代育成支援のための総合的な計画であり、児童福祉法第56条の9に基づく奈良県の保育計画を含みます。
- 期 間：前期行動計画（平成17年度～平成21年度）に引き続き平成22年度から平成26年度までの5年間
- 基本理念：こどもの健やかな成長をともに喜び応援しよう
～「子育てするなら奈良でせんと」と言える社会へ～
- 位置づけ：6 援護を必要とする児童等に対する取組の推進
(4) ひとり親家庭の自立支援の推進

第2次プランに基づく施策は、母子及び寡婦福祉法の規定による、母子家庭、父子家庭及び寡婦を対象とし、本プランで使用する用語の定義は次のとおりとします。

- 母子家庭：現に20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子とその児童の家庭
- 父子家庭：現に20歳未満の児童を扶養している配偶者のない男子とその児童の家庭
- 寡 婦：配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母として20歳未満の児童を扶養していたことのある者
- ひとり親家庭：母子家庭及び父子家庭
- ひとり親家庭等：母子家庭、父子家庭及び寡婦

3 計画の期間

第2次プランの期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

なお、母子及び寡婦福祉法など関係法令の改正や社会情勢の変動等があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の策定体制と経緯

第2次プラン策定にあたっては、県内のひとり親家庭等の生活状況やニーズ等を把握し、ひとり親家庭の福祉において重点的に取り組むべき課題を明確化するため、平成21年度に県実態調査を実施しました。

また、本プランは、学識経験者、母子寡婦福祉団体、母子生活支援施設協議会、市町村、関係機関、一般委員等で構成する「奈良県ひとり親家庭等の自立支援プラン（第2次）策定

委員会」(以下、「策定委員会」という。)における意見等を踏まえ策定するものです。

- 平成21年9月～10月 「奈良県ひとり親家庭実態調査」の実施
- 平成22年7月 策定委員会の設置
- 平成22年7月～12月 策定委員会の開催(3回)
- 平成23年1月 パブリックコメントの実施

第2章 ひとり親家庭等を取り巻く現状と課題

1 ひとり親家庭等の現状

(1) ひとり親家庭等世帯数の推移

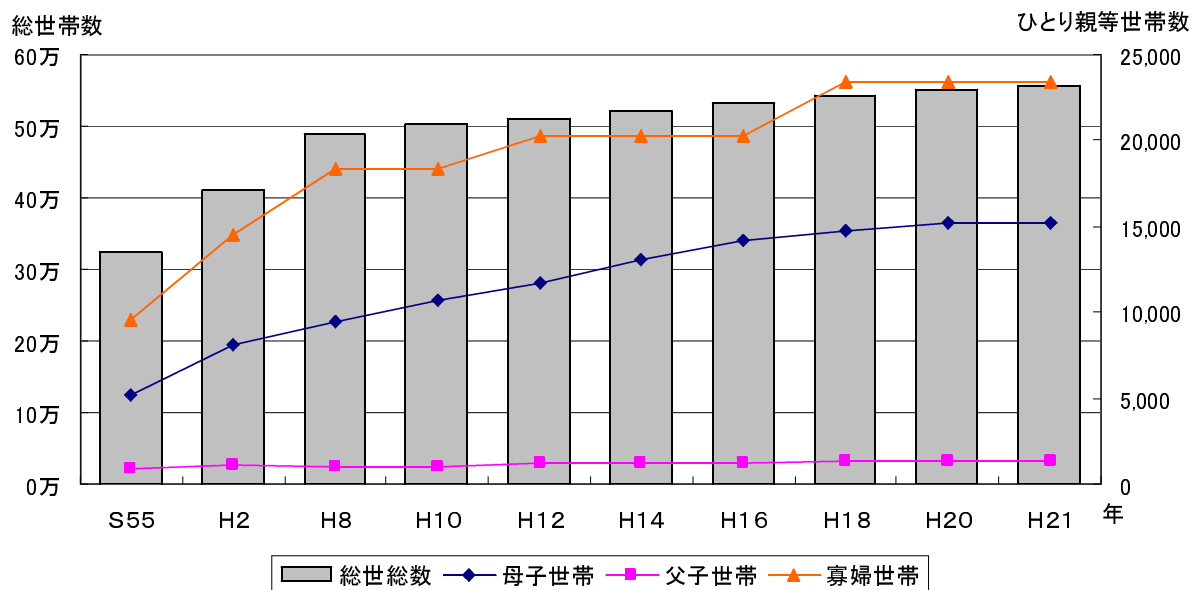
ひとり親家庭数は増加傾向にあります。母子世帯数は、奈良県の推計値では、平成12年からの10年間で約4千世帯増え、約1.3倍に増加しています。

父子世帯数及び寡婦世帯数も平成7年からの10年間で約1.3倍に増加しています（いずれも国勢調査による数値）。

◆平成17年国勢調査における世帯数

- 母子世帯(女親と20才未満の子どもから成る核家族) 12,659世帯 全世帯の2.5%
- 父子世帯(男親と20才未満の子どもから成る核家族) 1,366世帯 全世帯の0.3%
- 寡婦世帯(女親と20才以上の子どもから成る核家族) 23,375世帯 全世帯の4.7%

ひとり親世帯等の推移



(母子世帯) 児童扶養手当受給資格者数と国民年金遺族年金受給者数の合計による推計値

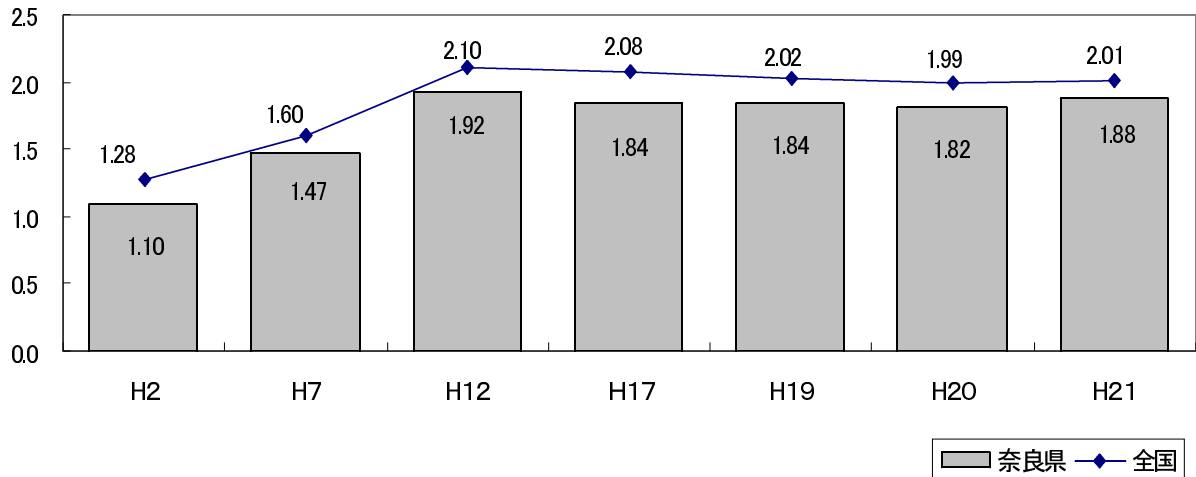
(父子・寡婦世帯) 国勢調査による世帯数

(2) 離婚率の推移

離婚率(人口千人あたりの1年間の離婚件数)は奈良県、全国共に減少傾向です。

平成21年の奈良県における離婚率は1.88と、全国の2.01と比べて低い水準となっています。

離婚率（人口千人あたりの1年間の離婚件数）の推移

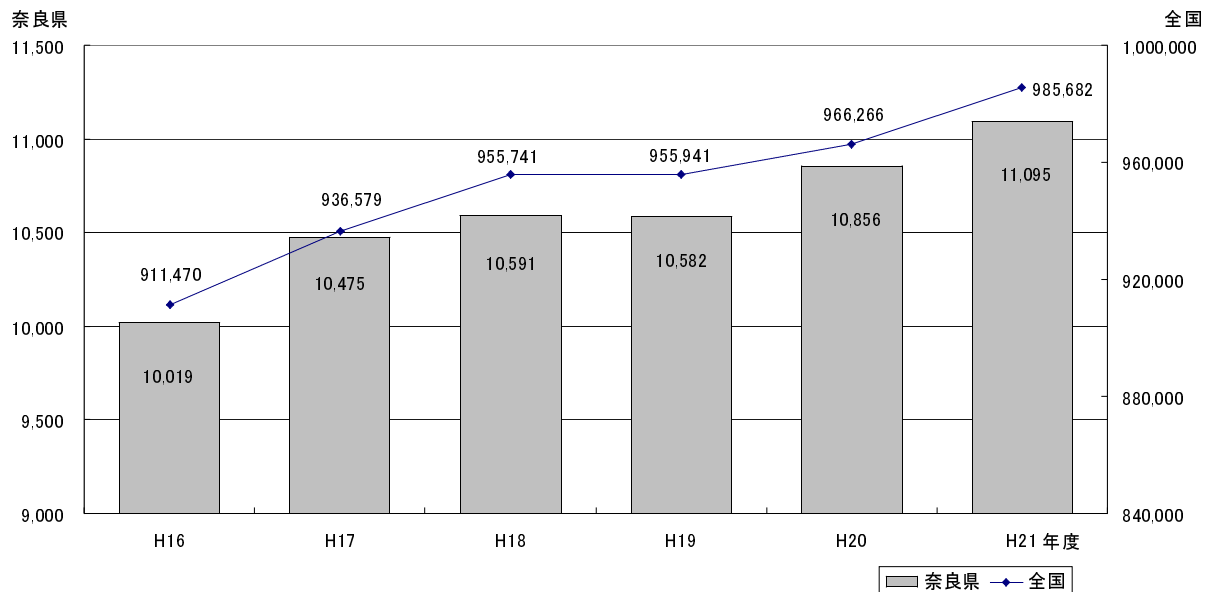


(人口動態統計)

(3) 児童扶養手当受給資格者数の推移

母子家庭の母等に支給される児童扶養手当の受給資格者数は、平成21年度末で11,095人で、平成16年度と比べると5年間で10.7%増加しています（全国では8.1%増）。

児童扶養手当受給資格者数の推移



(福祉行政報告例)

◆児童扶養手当について

児童扶養手当は、父又は母と生計を同じくしていない児童や父又は母が重度の障害の状態にある児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助け、児童の健全育成を図ることを目的として、児童の母又は父や母又は父にかわってその児童を養育している人に支給される手当です。

2 平成21年度「奈良県ひとり親家庭実態調査」結果

(1) 調査の概要

①調査の目的

県内のひとり親家庭(奈良市を除く地域)の生活状況やニーズ等を把握し、ひとり親家庭の福祉において重点的に取り組むべき課題を明確化することを目的に実施しました。

②調査対象

県内に居住する母子世帯数(平成21年5月末日現在の県推計値)、父子世帯数(平成17年国勢調査)、寡婦世帯数(平成17年国勢調査)により把握しているひとり親家庭数を調査対象基礎世帯数とし、標本調査法により、母子世帯は各市町村毎に信頼率90%となるよう各市町村の抽出世帯数を算出しました。父子世帯及び寡婦世帯は県全体で信頼率90%となるよう予想される回収率を乗じて調査世帯数を抽出しました。

○調査対象者数：母子世帯2,826人、父子世帯295人、寡婦世帯136人

③調査期間 平成21年9月25日～平成21年10月16日

④調査方法 郵送調査方式

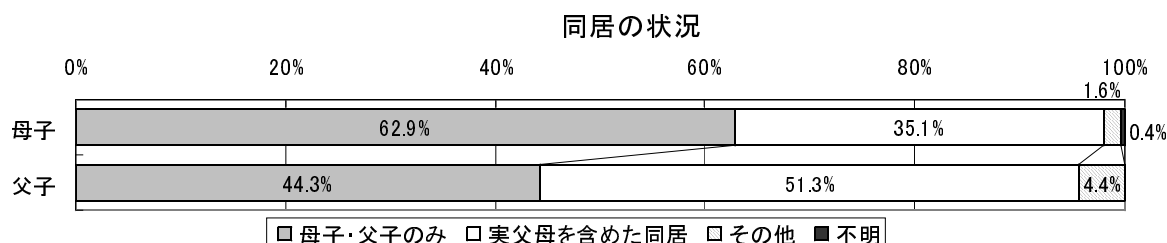
⑤回収結果

世帯	A:調査対象者 (配布数)	B:有効回収数	B/A: 有効回収率
母子世帯	2,826	1,062	37.6%
父子世帯	295	115	39.0%
寡婦世帯	136	39	28.7%
合計	3,257	1,216	37.3%

(2) 調査結果

①世帯の状況

- 回答者の年齢は、母子・父子世帯とも40歳代が4割以上を占め、次いで30歳代となっています。
- 同居家族の状況は、母子世帯の62.9%が母子のみの世帯。父子世帯では、実父母を含めた同居が過半数の51.3%を占めています。
- 寡婦世帯の79.5%が60歳以上であり、同居家族の状況は、子どもと同居している寡婦は64.1%で、一人暮らしは35.9%となっています。

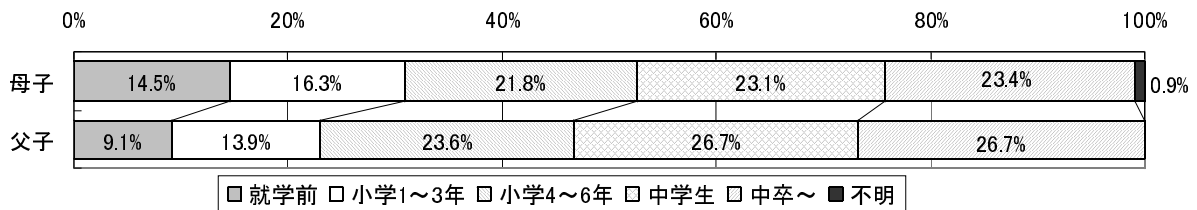


- 子どもの人数は、母子・父子世帯とも「1人」が最も多く、次いで「2人」。一世帯あたりの子どもの人数は、1.43人となっています。

また、18才未満の子ども就学等の状況は、母子世帯では、「小学校就学前」から「中卒以上」まで2割前後とほぼ同じ割合であるのに対し、父子世帯では「小学校就学前」「小

学校1～3年生」の割合が母子世帯に比べて著しく低くなっています。

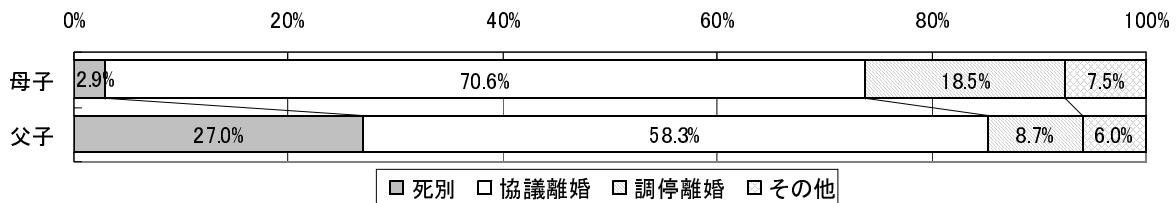
子ども(18才未満)の状況



②ひとり親世帯になった理由

- ひとり親になった理由としては、母子・父子世帯とも「離婚(協議)」が圧倒的に多く、母子世帯の約7割、父子世帯の約6割を占めています。母子世帯では「離婚(調停等)」を合わせると、「離婚」が要因となっている世帯が約9割を占めます。また、父子世帯では、「死別」が約3割となっています。

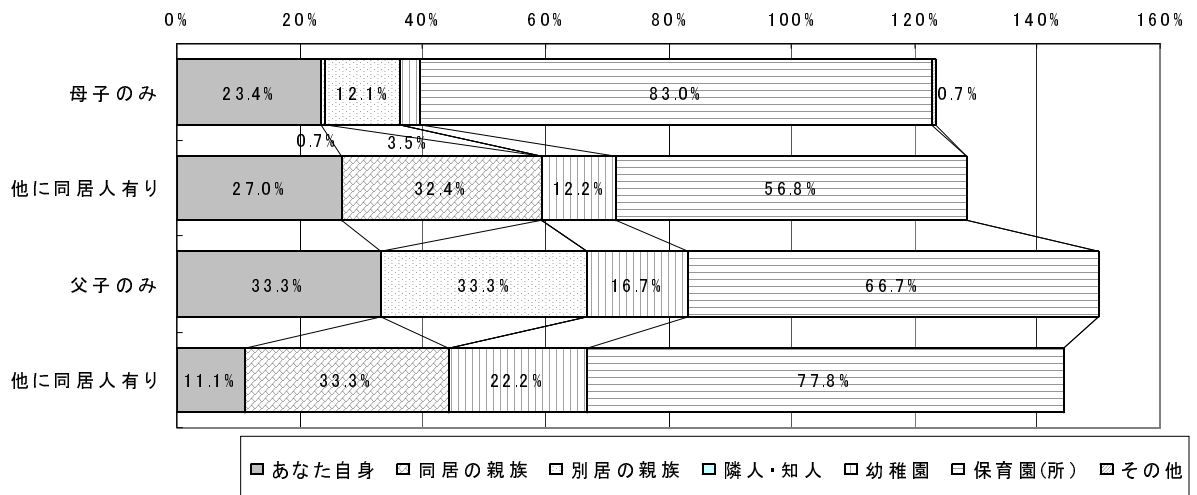
ひとり親になった理由



③子育ての状況

- 就学前の子どもの保育状況は、母子・父子世帯とも「保育園(所)」が約7割を占めています。
同居家族別にみると、母子のみの世帯では、「保育園(所)」が約8割を占め、次いで「あなた自身」となっていますが、他に同居人のいる世帯では、「保育園(所)」約6割、「同居の親族」約3割となっています。父子のみの世帯でも同様の傾向にあります。
- 小学生の放課後の過ごし方は、母子・父子世帯とも「自宅」が約6～7割と最も多く、次いで母子世帯では「学童保育(放課後児童クラブ)」、父子世帯では「祖父母または親族の家」「友人・知人の家」となっています。

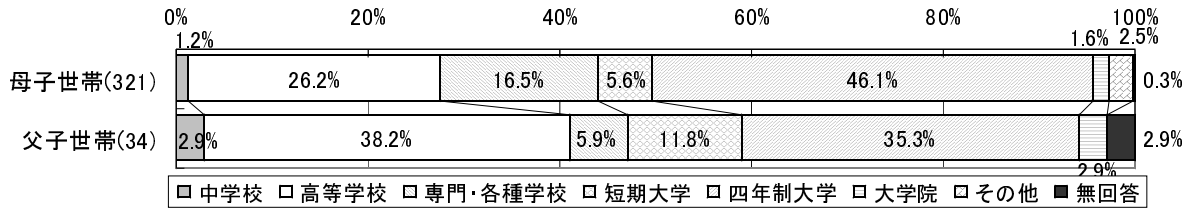
未就学児の保育状況



(複数回答)

- ・ 中学生の進学希望については、母子世帯では「四年制大学」が約半数を占めていますが、父子世帯では「高等学校」と「四年制大学」が各約4割弱で、母子世帯より「高等学校」の割合が高い傾向にあります。
また、前回調査に比べ、母子世帯の「四年制大学」の割合が高くなっています。

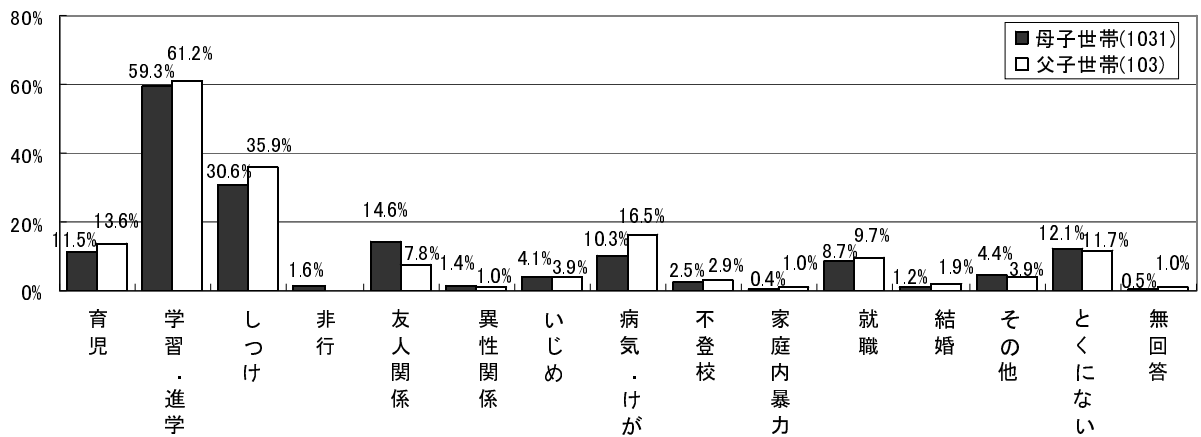
中学生の進路希望



④子どもについての悩み

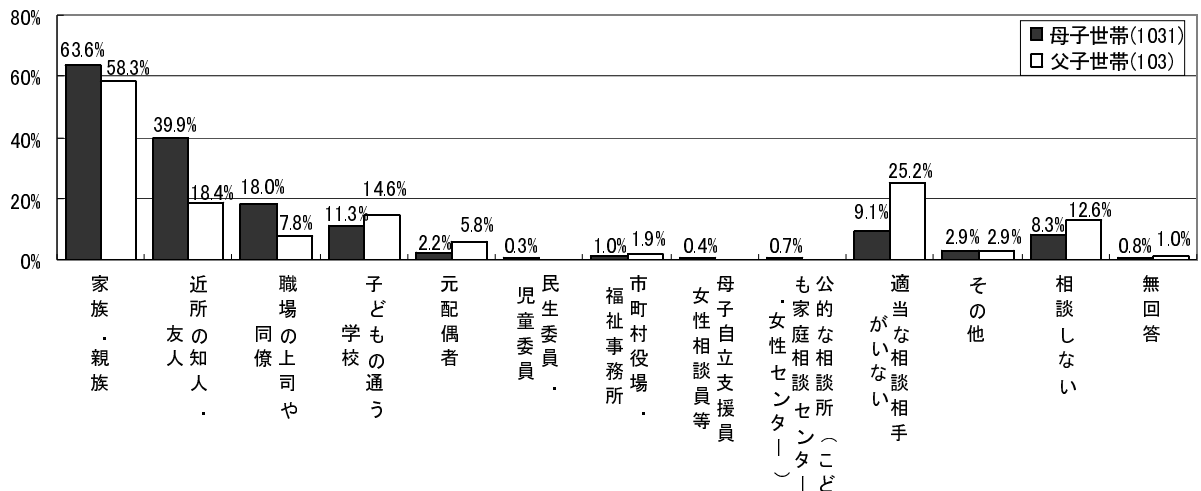
- ・ 子どもについての悩みは、母子・父子世帯ともほとんど差が無く、「学習・進学」が約6割で最も多く、次いで「しつけ」が約3割となっています。
- ・ 相談相手としては、母子・父子世帯とも「家族・親族」が最も多く約6割を占め、次いで、母子世帯では「近所の知人・友人」、父子世帯では「適当な相談相手がない」が多くなっています。

子どもについての悩み



(複数回答)

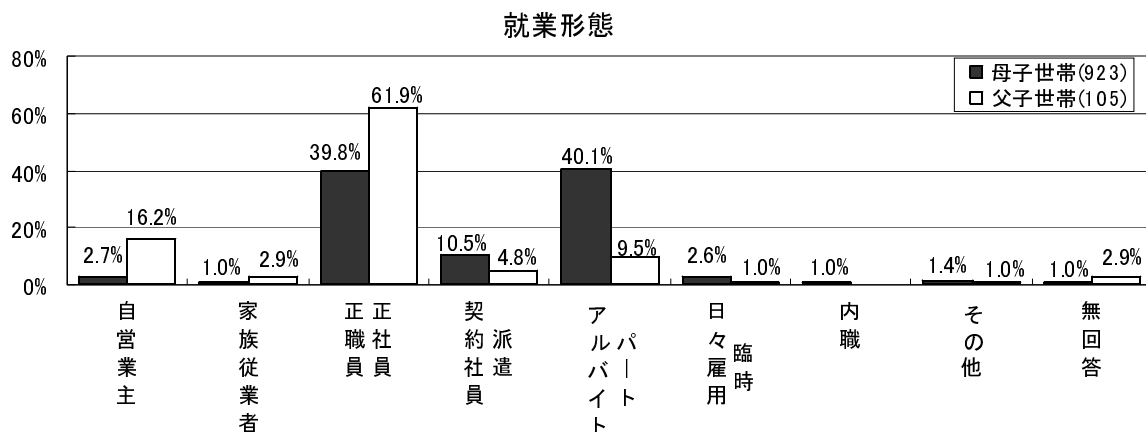
子どもについての悩みの相談相手



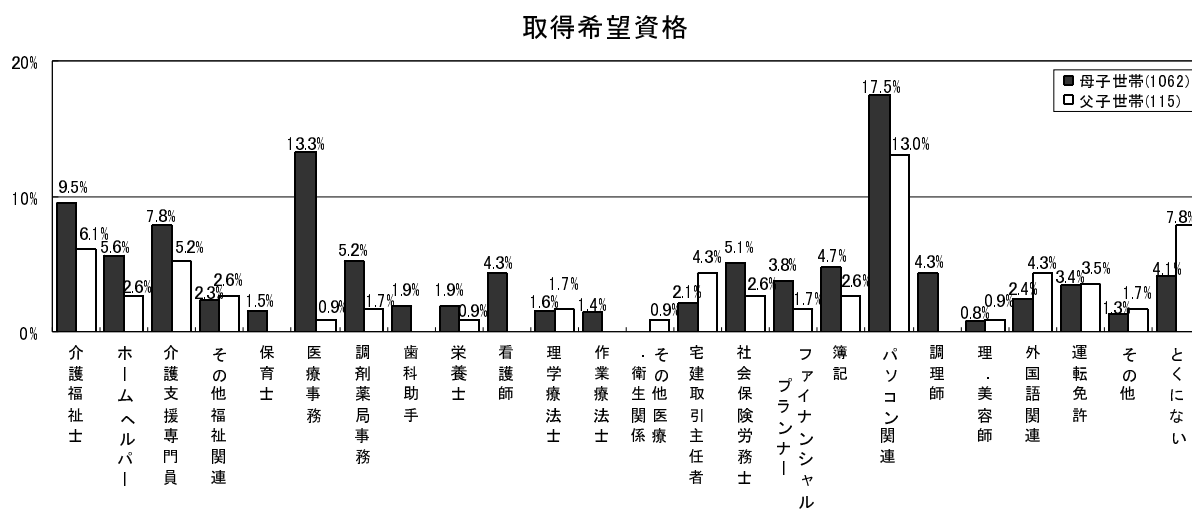
(複数回答)

⑤仕事の状況

- 母子世帯の87.0%、父子世帯の91.3%が就業しています。前回調査(H16実施)に比べ、いずれも増加しています(前回 母子81.4%、父子88.9%)。
- 就業形態では、母子世帯では「派遣・パート」等の非正規雇用が約半数を占め、父子世帯では「正社員・正職員」が約6割を占めています。前回調査に比べ、母子・父子世帯とも「自営業主」が減少し、「派遣・パート」等の非正規雇用が増加しています。
- 取得希望資格としては、母子・父子世帯とも「パソコン関連」が最も多く、次いで、母子世帯では「医療事務」「介護福祉士」「介護支援専門員」といった介護や医療の資格があげられています。



(複数回答)



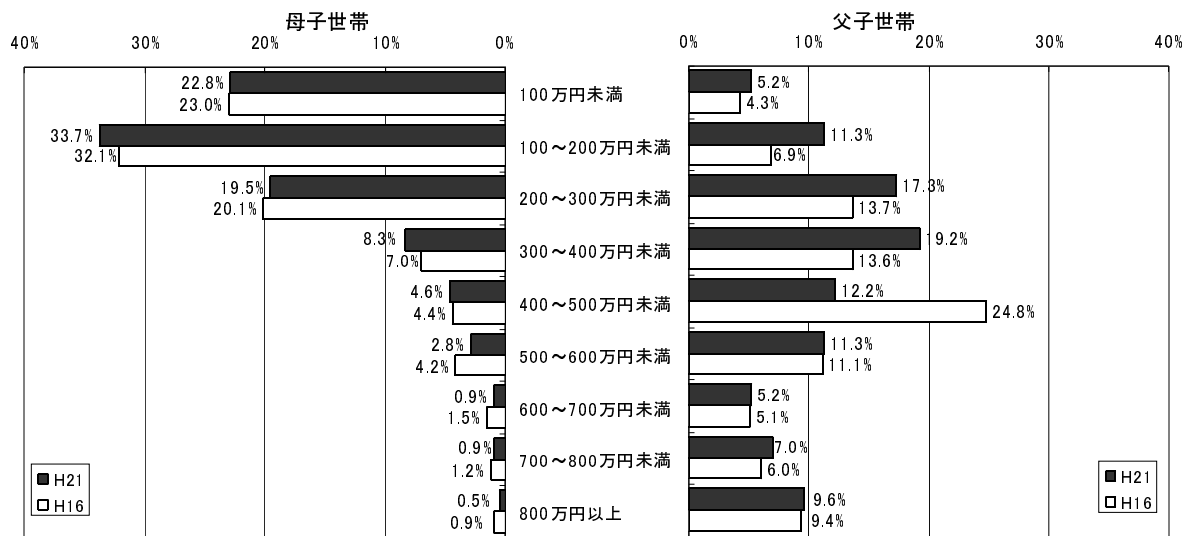
(複数回答)

⑥収入の状況

- 主たる世帯収入源は、母子・父子世帯とも「あなたの仕事の収入」がもっとも多く、それぞれ約6割、約8割を占め、他の項目と比較して突出しています。
- 前回調査と比較すると、母子世帯で「その他の家族や同居人の収入」に次いであげられていた「児童扶養手当」を主たる世帯収入源とする割合は減少しています。
- 母子世帯の年間収入額は、「200万円未満」が全体の約6割を占めています。前回調査でも「200万円未満」が全体の約6割で、大きな変化はありません。

父子世帯では、「200～500万円未満」が約半数を占め、前回調査では、「400～500万円未満」が最多でしたが、今回は「300～400万円未満」が最多となっています。また、「200万円未満」が11.2%から16.5%に増加しており、父子世帯の年間収入が低下していることがわかります。

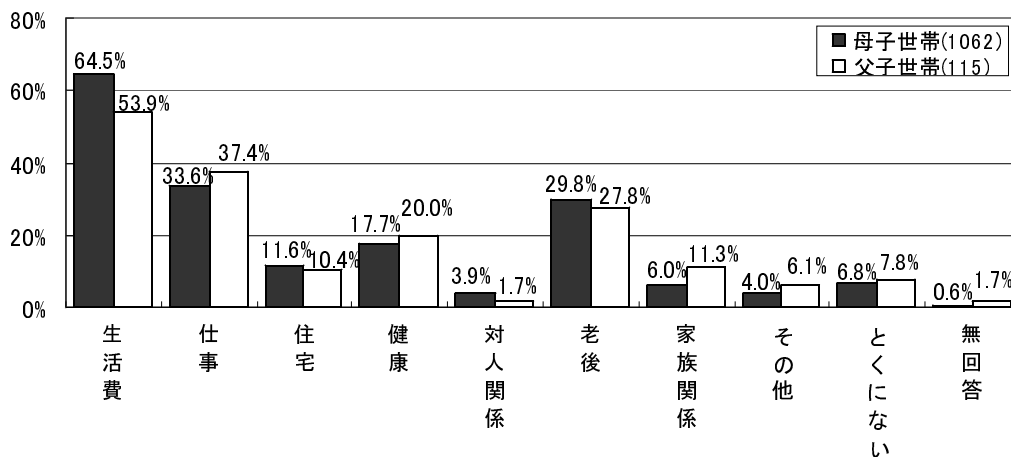
年間収入額



⑦生活の悩み

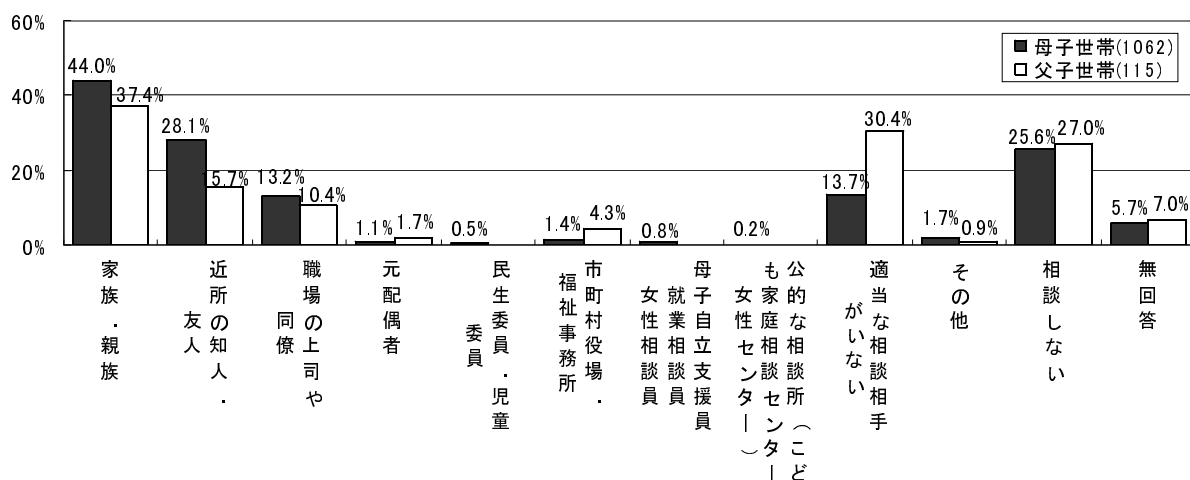
- 生活の悩みとしては、母子世帯の約6割が「生活費」について悩みを持っており、次いで「仕事」「老後」が約3割となっています。父子世帯でも「生活費」が約5割と最も多く、次いで「仕事」となっています。
- 悩みの相談相手は、母子世帯では「家族・親戚」が最も多く、次いで「近所の知人・友人」と、子どもに関する悩みの相談と同様の傾向で、「適切な相談相手がいらない」と「相談しない」が子どもに関する相談よりも多く、自分自身の悩みについては、相談相手が少ないことがわかります。
父子世帯でも悩みの相談相手は、「家族・親戚」がもっとも多く、次いで「適切な相談相手がいらない」「相談しない」となっています。

生活の悩み



(複数回答)

悩みの相談相手

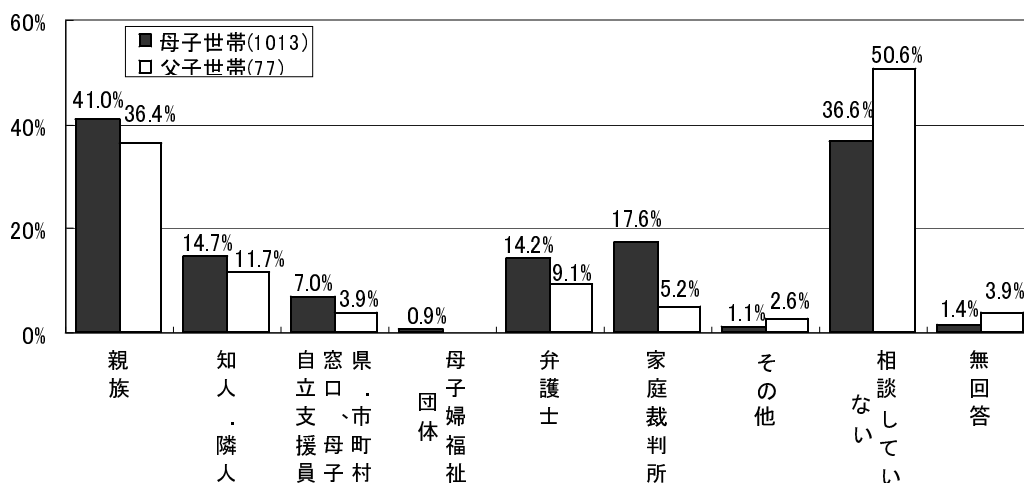


(複数回答)

⑧養育費

- ・ 養育費についての相談相手は、母子世帯では約4割が「親族」で、次いで「家庭裁判所」となっています。また、36.6%が「相談していない」と回答しています。
父子世帯では、過半数の50.6%が「相談していない」で、相談相手の最多は「親族」が約4割となっています。
- ・ 養育費の相談は、公的な機関に頼らず、相談しないか、相談しても身近な人になる傾向があり、とくに父子世帯ではこの傾向が顕著です。
- ・ 養育費の取り決めは、母子世帯では過半数の53.7%が「取り決めなし」と回答しています。また、父子世帯の「取り決めあり」は15.6%で、前回調査に比べ2倍以上に増えていますが、母子世帯に比べると少数です。
- ・ 支払状況は、母子世帯の過半数の50.7%が取り決めどおりに支払われていないとしており、逆に、父子世帯では過半数の58.3%が取り決めどおりに支払われています。

養育費についての相談相手

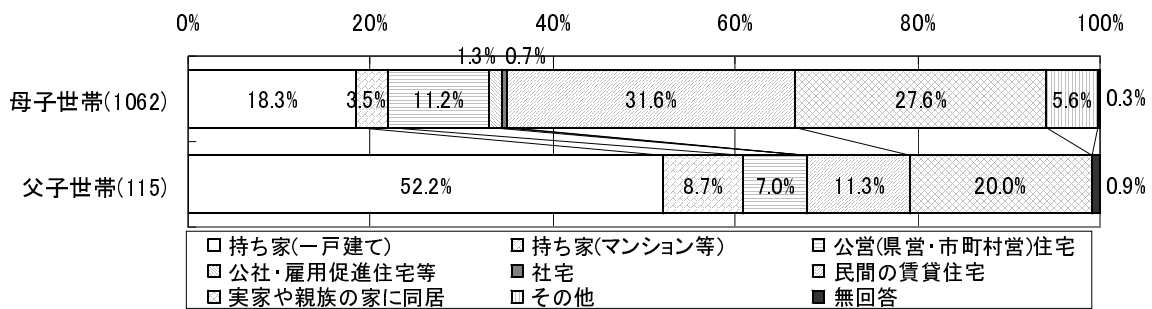


(複数回答)

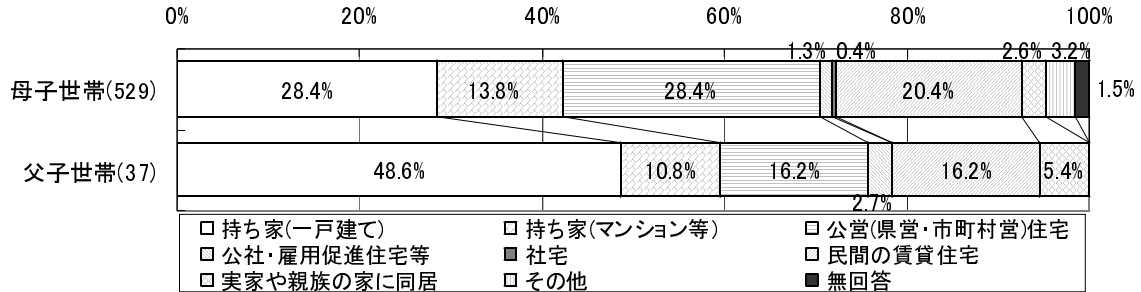
⑨住まい

- 現在の住宅状況は、母子世帯では「民間の賃貸住宅」や「実家や親族の家に同居」が各3割前後で多くなっていますが、父子世帯では「持ち家(一戸建て)」が過半数の52.2%を占めています。
- 現在の住まいについて、母子世帯では、前回調査では「変わりたくない(=暮らしたい)」が「変りたい」を上回っていましたが、今回調査では「暮らしたい」と「変りたい」がほぼ同程度でした。
父子世帯の現在の住まいについては、「暮らしたい」が約7割で「変りたい」の約2倍で、母子世帯に比べて定住意向はかなり高くなっています。
- 変りたい住宅の種類は、母子世帯では「持ち家(一戸建て)」と「公営住宅」がともに約3割を占め、父子世帯では約半数の人が「持ち家(一戸建て)」をあげています。

現在の住宅状況



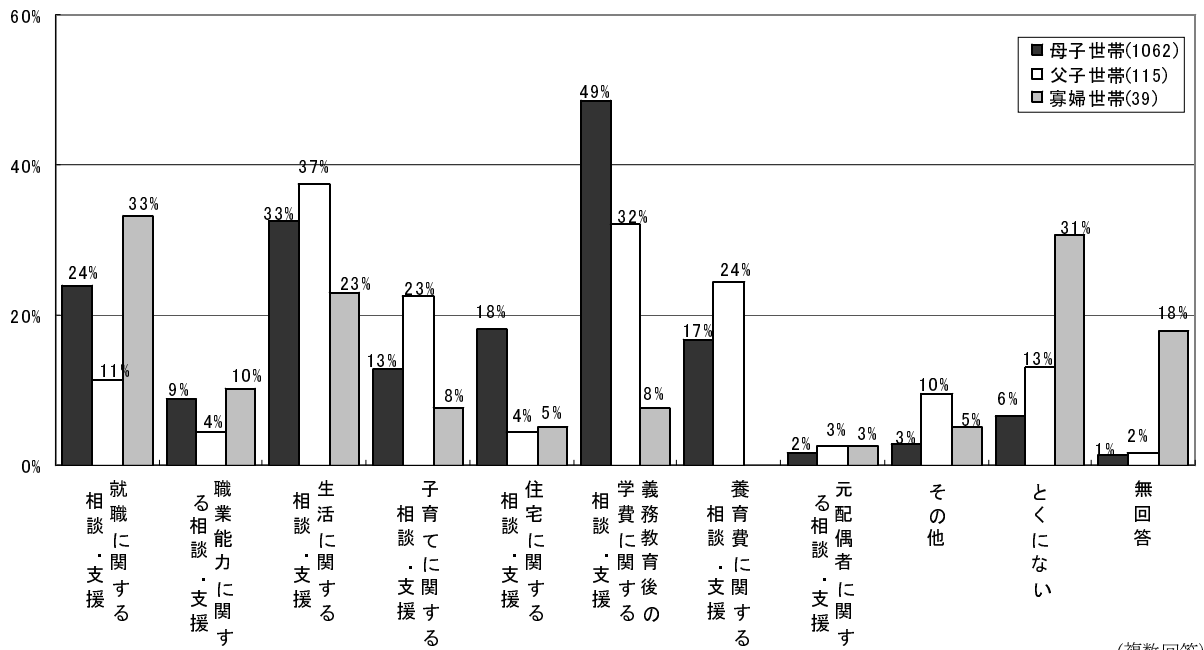
変りたい住宅



⑩自立に向けた支援について

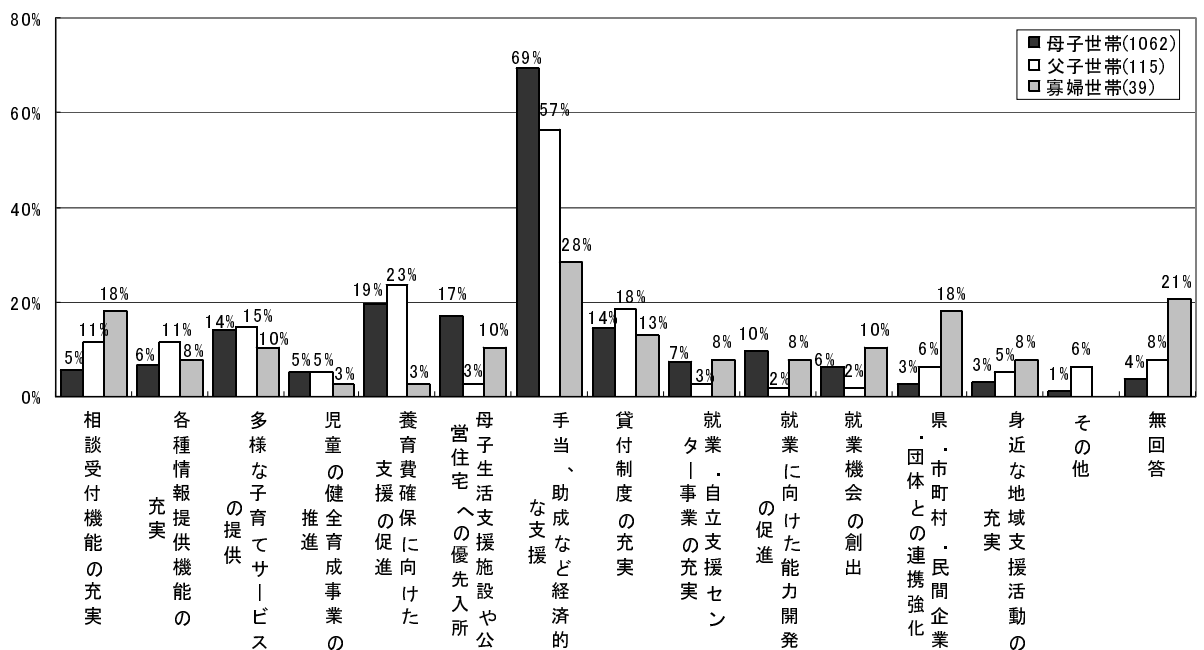
- 行政に期待する相談・支援事業については、母子世帯では、約半数が「義務教育後の学費に関する相談・支援」をあげています。父子世帯においては、「生活に関する相談・支援」が約4割、「義務教育後の学費に関する相談・支援」が約3割となっています。
- 県に期待する生活支援策については、「手当、助成など経済的な支援」が母子世帯の約7割、父子世帯の約6割となっており、最も多くなっています。

行政に期待する相談・支援事業



(複数回答)

県に期待する生活支援



(複数回答)

①施策の認知度

- 母子世帯の約8割が、「児童手当」「児童扶養手当」「母子医療費助成」を利用したことがあり、約7割が「母子・寡婦福祉資金」「母子福祉委員」「母子福祉連合会」を知らないとしています。
- 父子世帯の約6割が「児童手当」を利用したことがあり、「日常生活支援事業」「ショートステイ・トワイライトステイ」は約6割が制度を知らず、「県営住宅優先入居」は約4割が必要がないとしています。

3 ひとり親家庭等の課題

(1) 市町村アンケート調査の結果

ひとり親家庭等の施策に関するニーズを把握するため、奈良市を除く38市町村に対するアンケート調査を実施しました。

- ①ひとり親家庭等の現状を踏まえた課題について、特に解決すべきと市町村が考える事項としては、13市町村から18件の回答が有りました。
 - 就業支援（7件）
 - 子どもの養育支援（3件）
 - 養育費確保（2件）
 - 相談・情報提供の充実（2件）
 - その他（4件）
- ②市町村から国、県その他機関への要望事項としては、10市町村から17件の回答が有りました。
 - 就業支援（6件）
 - 情報提供の充実（3件）
 - その他（8件）

(2) ひとり親家庭等の課題

平成21年度奈良県ひとり親実態調査結果等から、奈良県のひとり親家庭等を取り巻く課題を自立支援の4つの分野に整理すると、次の点があげられます。

- ①相談・情報提供に関する課題
 - ひとり親等が困っているときの的確な相談対応
 - ひとり親等が利用できる支援制度の周知徹底
 - 相談担当者の資質向上
 - 身近な地域でのひとり親家庭の交流・相談の促進による自立意識の醸成
- ②就業に関する課題
 - 母子家庭の母の収入面・雇用条件等でより良い形での就業率の向上
 - ひとり親等が希望する資格取得や能力開発への支援
 - 「就業による自立」意識の醸成
- ③子育てに関する課題
 - 保育所や放課後児童クラブのひとり親家庭の優先利用の促進
 - ひとり親等のニーズに合った保育サービスの充実
 - ひとり親の子育ての悩みを解消する子育て相談・教育相談の利用促進
 - 養育費確保のための相談の利用促進
- ④生活に関する課題
 - 父子家庭の家事・生活負担感の軽減
 - 母子寡婦福祉資金貸付金等の経済的支援制度の利用促進
 - 母子家庭の住宅支援の推進

第3章 「奈良県ひとり親家庭等の自立支援プラン」 (第1次プラン)に基づく施策の実施状況と評価

奈良県では、これまで「奈良県ひとり親家庭等の自立支援プラン」(第1次プラン)(計画期間平成18年度～平成22年度)に基づき、「ひとり親家庭等が生活の安定と向上を図り、安心して子どもを育てることのできる社会づくり」を基本理念に、国、市町村、関係団体等と連携、協力しながら、5つの基本目標の達成をめざし、各種施策を推進してきました。

1 第1次プランにおける目標値の達成状況

第1次プランにおける目標値の達成状況は、次のとおりです。

項目	目標値 (奈良市を含む)	H21年度の状況 (奈良市を含む)	達成
延長保育事業	140箇所	134箇所	×
休日保育事業	18箇所	5箇所	×
一時保育事業	60箇所	65箇所	○
病後児保育等事業	15箇所	6箇所	×
ファミリー・サポート・センター	13市町村	9市町村	×
ショートステイ	21市町村	25市町村	○
トワイライトステイ	17市町村	21市町村	○
放課後児童クラブ数	187箇所	214箇所	○
放課後児童クラブの定員	8,875人	10,094人	○

項目	目標値	H21年度の状況	達成
母子家庭等日常生活支援事業の利用延人数	100人	81人	×
母子及び寡婦福祉資金貸付金の貸付件数	120件	134件	○
就業支援講習会の受講者数	120人	100人	×

目標値を掲げた12項目の内、半数の6項目について達成できませんでしたが、引き続き、第2次プランにおいても自立支援施策として取り組んでいきます。

2 施策の実施状況及び評価

第1次プランにおける各基本目標ごとの主な施策の実施状況及び評価は、次のとおりです(各施策の実施状況は中核市である奈良市を除きます)。

(1) 相談・情報提供機能の充実

ひとり親家庭等の相談機能の充実のため、各福祉事務所などに母子自立支援員を配置(平成22年度現在18人)し、就業や資格取得に関する相談、子どもに関する相談、各種貸付金や児童扶養手当など経済的支援に関する相談等、日常生活の様々な相談に対応してきました。

県実態調査では、母子自立支援員の制度を「知らない」と回答した割合が母子世帯では約7割を占めているため、制度の周知をより一層努めていく必要があります。

また、母子家庭等就業・自立支援センター(奈良県母子・スマイルセンター)においても、就業相談、就業情報の提供などを行い、平成19年度からは月に2回、夜間相談を実施してきました。

今後も、ひとり親家庭等がより利用しやすい相談体制を構築し、各種自立支援策の情報提供・利用促進に努めていく必要があります。

【主な施策の取組み状況】

○母子自立支援員の相談件数

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
母子自立支援員による相談件数	3, 320件	3, 496件	3, 512件	3, 350件

（２）子育て支援策の推進

ひとり親家庭の子育てと仕事等との両立を図るために、保育所への優先入所の推進、保育所等における多様な保育サービスなどの実施、子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の実施、放課後児童クラブの優先的利用の推進等に取り組んできました。

今後とも、地域の実情に応じた子育て支援策については、市町村と連携を図りながら、制度の充実に努めていく必要があります。

ひとり親家庭の親や寡婦が、一時的に日常生活に支障が生じた場合に家庭生活支援員の派遣等を行う、日常生活支援事業があります。その利用者数はほぼ横ばいですが、県実態調査において、母子・父子世帯ともに「制度を知らない」と回答した割合が約7割となっており、制度の周知をより一層努めていく必要があります。

養育費の確保については、母子家庭等就業・自立支援センター事業の一環として、法律に関する諸問題について、弁護士による特別相談を実施してきました。また、市町村と連携し、児童扶養手当現況届の提出時などに養育費に関する情報提供を行ってきました。

しかし、県実態調査では、子どもの養育費について「取り決めがなかった」と回答した割合が母子世帯で過半数となっており、「取り決めがあった」と回答した者の約3割が「全く支払われていない」状況にあります。

養育費は子どもの健やかな成長にとって重要なものであることから、今後とも市町村と連携し、養育費の取り決めや取得促進に関する情報提供や啓発に努めていく必要があります。

【主な施策の取組み状況】

○保育所等における多様な保育サービスなどの実施状況

	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員
通常保育	152	17,990	149	17,984	149	17,948	147	18,618
延長保育	119	2,201	122	2,421	121	2,449	118	2,441
休日保育	3	20	3	20	2	15	3	23
一時預かり	48	453	52	481	54	503	58	643
病後児保育等※	5	21	5	21	5	21	5	21
放課後児童クラブ ^ア	142	6,516	145	6,635	152	7,131	160	7,140
	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	市町村数		市町村数		市町村数		市町村数	
ファミリーサポートセンター	4		4		6		8	
ショートステイ	21		21		21		24	
トワイライトステイ	19		19		19		20	

※病児・病後児対応型のみの数値

○母子家庭等日常生活支援事業の実施状況平成21年度

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
利用者数	母子家庭	11人	16人	12人	14人
	父子家庭	0人	1人	2人	0人
	寡婦	0人	0人	0人	0人
利用件数	母子家庭	88件	109件	77件	81件
	父子家庭	0件	9件	10件	0件
	寡婦	0件	0件	0件	0件

○法律相談事業の実施状況

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
相談件数 (母子)	養育費相談(延べ数)	31	39	28	18
	上記以外の相談(延べ数)	29	26	15	32
相談件数 (父子)	養育費相談(延べ数)	0	1	0	0
	上記以外の相談(延べ数)	1	0	0	0

(3) 生活支援策の充実

ひとり親家庭となった当初は住居や収入面で生活が不安定になる場合があるため、その生活再建を図り安定した生活を送ることができるよう、生活基盤及び経済的支援の充実に取り組んできました。

生活基盤の充実に関しては、生活や子どもの養育が困難となった母子家庭の母子生活支援施設における自立支援や、公営住宅における母子家庭の優先入居を実施してきました。

県営住宅の募集にあたっては、母子家庭を一般の入居希望者より有利に取り扱う優先枠を設定してきました。しかし、市町村における優先入居の取組は様々であることから、地域の実情に応じたひとり親家庭等の優先入居を促進していく必要があります。

経済的支援の充実に関しては、母子及び寡婦福祉資金の貸付、児童扶養手当の支給、母子医療費助成の実施、保育所保護者負担金の減免を実施してきました。

母子及び寡婦福祉資金貸付金は、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、扶養している子どもの福祉を増進するために貸し付けているもので、子どもの就学のための「修学資金」や子どもの就学・修業するために必要な被服等の購入に必要な「就学支度資金」の貸付が多く利用されてきました。

児童扶養手当については、父子家庭においても、母子家庭と同様に経済的に厳しい状況等に置かれている家庭が見られることから、平成22年8月から父子家庭にも支給されるようになりました。給付実績額も年々増加しており、県実態調査においても全施策の中で最も認知度が高くなっています。

なお、県実態調査において、県に期待するひとり親家庭等に対する自立支援策として、「手当、助成など経済的な支援」が最も多くあげられているため、引き続き、経済的支援に取り組んでいくことが必要です。

【主な施策の取組み状況】

○母子生活支援施設における生活及び自立支援の実施状況

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
施設数		3	3	3	2
定員(世帯)		62	62	62	50
入居 世帯数	県内	15	12	11	10
	県外	24	23	25	32

○県営住宅における優先入所の実施状況

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
募集戸数	38	23	34	33
応募者数	292	155	129	127
実入居者数	34	22	28	27
母子入居倍率	7.68	6.74	3.79	3.85
一般向入居倍率	12.34	12.52	9.03	8.42

(奈良県住宅課調べ)

○母子及び寡婦福祉資金貸付金の貸付状況

			平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
貸付件数			156件	217件	241件	254件
貸付額			61,554千円	87,207千円	105,763千円	105,876千円
内 訳	事業開始資金	件数	0件	0件	0件	1件
		金額	0千円	0千円	0千円	2,800千円
	修学資金	件数	102件	147件	174件	163件
		金額	40,795千円	58,156千円	72,790千円	68,052千円
	技能習得資金	件数	4件	9件	8件	13件
		金額	1,224千円	4,273千円	3,610千円	4,774千円
	修業資金	件数	0件	1件	1件	1件
		金額	0千円	382千円	600千円	270千円
生活資金	件数	5件	9件	11件	14件	
	金額	3,282千円	7,874千円	11,060千円	6,711千円	
住宅資金	件数	0件	0件	1件	1件	
	金額	0千円	0千円	460千円	591千円	
転宅資金	件数	1件	1件	1件	2件	
	金額	260千円	260千円	260千円	400千円	
就学支度資金	件数	44件	50件	45件	59件	
	金額	15,993千円	16,262千円	16,983千円	22,278千円	

○児童扶養手当の給付実績

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
給付実績	3,712,865千円	3,776,358千円	3,811,036千円	3,909,627千円
給付件数	7,601件	7,677件	7,948件	8,125件

○母子医療費助成の実施状況

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
受給者数	19,285人	19,707人	19,877人	21,039人
受給延べ件数	175,162件	171,754件	178,373件	176,418件
母子家庭への助成額	403,120千円	408,412千円	397,232千円	426,428千円

(奈良県保険指導課調べ)

(4) 就業支援策の推進

ひとり親家庭等が経済的に自立するためには、子育てをしながら、収入面・雇用面でより安定した仕事に就くことが必要です。このため、母子家庭等就業・自立支援センター（奈良県母子・スマイルセンター）において、就業相談や就業情報の提供、就業支援講習会や就業支援セミナーの開催等の就業支援を行ってきました。

また、児童扶養手当受給者を対象に行っている母子自立支援プログラム策定事業では、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや福祉事務所と連携し、就業までのサポートを行ってきました。

さらに、就業に結びつきやすい資格取得支援として、自立支援教育訓練給付金や高等技能訓練促進費を支給しています。また、平成21年6月から高等技能訓練促進費については、安心こども基金を活用し平成24年3月までに修業を開始した母子家庭の母を対象に支給期間が延びたことから、支給件数が増加しています。

【主な施策の取組み状況】

○母子家庭等就業・自立支援センター(奈良県母子・スマイルセンター)による就業支援の実施状況

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
就業相談件数(延べ件数)	2,522件	2,800件	2,264件	2,262件
就業相談人数(延べ人数)	921人	1,226人	1,503人	1,372人
就業相談・就業実績(延べ人数)	123人	139人	138人	129人
就業支援講習会受講者数	186人	195人	129人	100人
準備講習付き職業訓練受講者数	15人	15人	13人	15人

○母子自立支援プログラム策定事業の実施状況

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
自立支援計画書策定人数	142	147	158	163
就業実績	93	112	111	121

○母子家庭自立支援給付金(自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費)事業の実施状況

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
自立支援教育訓練給付金支給件数	55	49	29	22
高等技能訓練促進費支給件数	10	9	13	66

※自立支援教育訓練給付金：H19.10支給割合引き下げ

※高等技能訓練促進費：H21.6 期間延長、支給額引き上げ

(5) 関係機関の連携及び地域の協働の推進

ひとり親家庭等の自立支援の円滑な促進にあたり、県関係部局及び国や市町村等関係機関が連携し、就業支援や子育て支援、住宅の確保等に取り組んできました。

また、ひとり親家庭等が地域で交流しながら、いきいきと暮らすためには、身近な地域活動への参加促進が重要であることから、このような地域活動を主催する母子寡婦福祉団体における支援者養成を支援してきました。

引き続き、母子寡婦福祉団体をはじめ民生・児童委員等地域活動者及び社会福祉協議会等関係団体と連携しながら、地域におけるひとり親家庭等の活動参加を促進していく必要があります。

第4章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

ひとり親家庭等が安定・自立した生活を営み、安心して子どもを育てることのできる社会づくりをめざします。

2 計画の体系と各施策の基本目標等

県実態調査では、ひとり親家庭等の生活や子育ての悩みの相談相手は、「家族・親族」がトップとなっています。また、父子世帯においては、子どもについての悩みの相談相手について、「適当な相談相手がない」と回答した者が約25%、生活の悩みの相談相手について、「適当な相談相手がない」と回答した者が約30%を占めています。このように、ひとり親は相談機関の利用度が低いため、自立支援に関する情報を入手しにくい状況となっています。

また、県実態調査では、母子世帯の就業形態は「派遣・パート」が約5割、年収「200万円未満」が約6割を占めています。父子世帯についても、約9割が就業していますが、年収「200～500万円未満」が約半数を占め、平成16年度の前回調査時と比べ、年収が低下していることがわかります。

このような状況を踏まえ、ひとり親家庭等の悩みを広く受け止められるよう、身近な場所での「悩み相談の場」を充実し、個々のケースに応じて、専門的な相談機関・自立支援策へつなげたり、個々のひとり親家庭等のニーズに合った資格取得・能力開発支援などの就業支援の強化等が必要です。

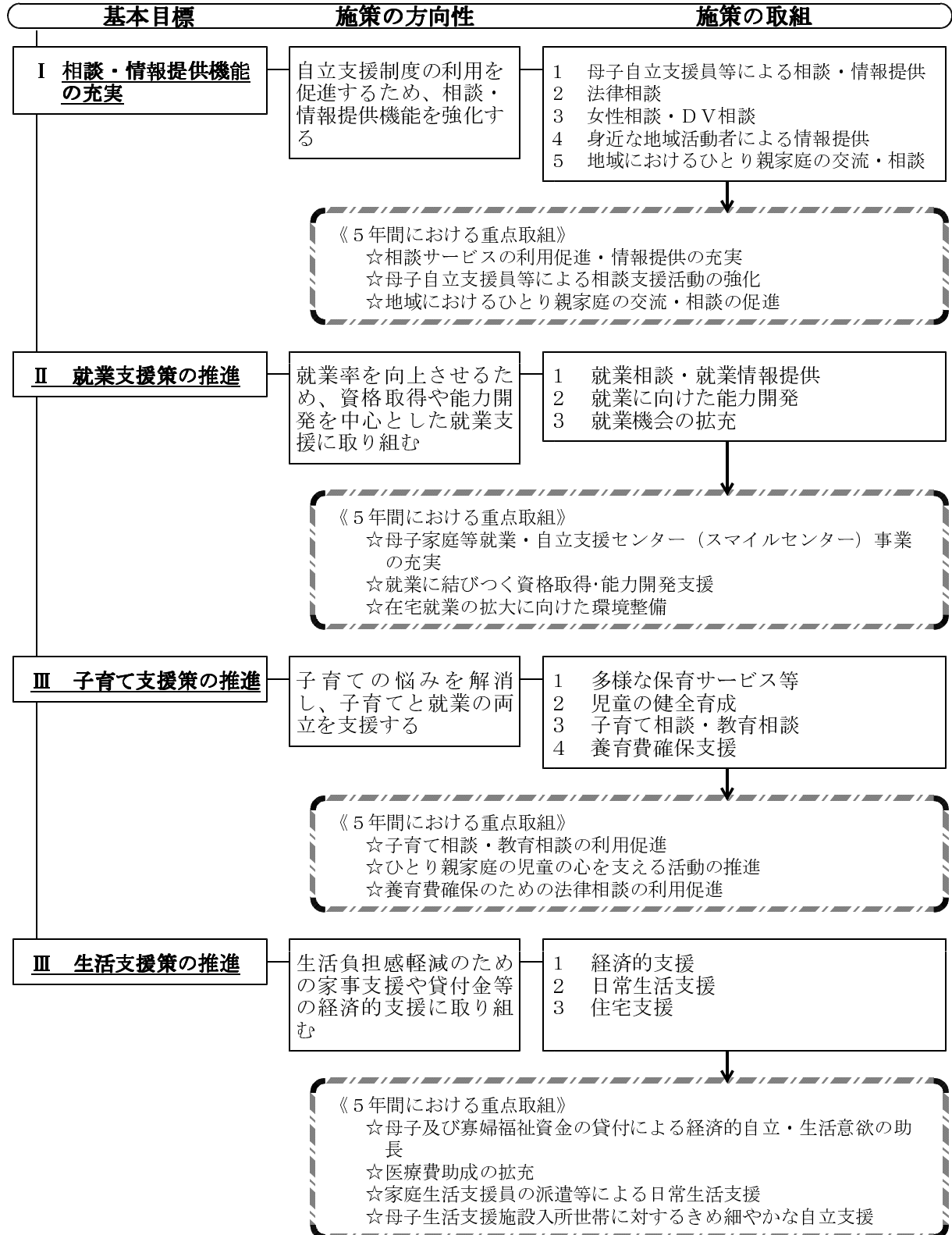
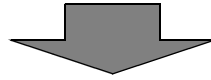
第2次プランにおいては、(1)相談・情報提供機能の充実、(2)就業支援策の推進、(3)子育て支援策の推進、(4)生活支援策の推進の4つの基本目標ごとに施策を実施します。

最初の基本目標として、「相談・情報提供機能の充実」を掲げ、ひとり親家庭等が抱える就業、子育て、生活に関する様々な悩みのうち、そのひとり親家庭等が一番困っていることは何かを把握し、それぞれの状況に応じたきめ細やかな支援をめざします。

また、相談支援は就業相談や子育て相談の利用者だけでなく、そのような相談窓口を知らなかったり、知っていても利用しにくいひとり親家庭等も利用できるよう配慮し、支援の裾野を広げ、就業支援、子育て支援や生活支援へとつなげます。

基本理念

ひとり親家庭等が安定・自立した生活を営み、安心して子どもを育てることのできる社会づくりをめざす。



第5章 各施策の具体的取組

1 相談・情報提供機能の充実

ひとり親家庭等は、子育てをはじめとした日常生活面及び就業面で様々な悩みや不安を抱えています。このため、身近なところで相談を受け、日常生活及び就業等に関する情報の提供や助言を行い、必要に応じて適切に関係機関につなぎ、自立支援策を利用できるよう、相談・情報提供機能の充実を図ることが必要です。

《5年間における重点取組》

☆相談サービスの利用促進・情報提供の充実

…相談時間の拡充等利用しやすい相談窓口づくり、支援制度の市町村等を通じた周知徹底

☆母子自立支援員等による相談支援活動の強化

…相談担当者の資質向上、父子家庭への相談支援の充実

☆地域におけるひとり親家庭の交流・相談の促進

…「自意識の醸成」に向けた母子福祉団体等身近な地域団体によるひとり親家庭の交流・相談の場づくり

《目標値》

●「生活の悩み」の相談窓口の利用促進

「適当な相談相手がない」 (「奈良県ひとり親家庭実態調査」結果)

母子世帯 H21 14% → H26 7%

父子世帯 H21 30% → H26 15%

※実施主体 、対象者

(1) 母子自立支援員等による相談・情報提供

①自立支援策の利用促進のための情報提供の実施

ひとり親家庭等の自立支援制度の利用を促進するため、相談担当者の資質向上のための研修等を行い、相談・情報提供機能を充実します。また、就業・子育て・生活の各分野における支援制度に関して、ホームページ、パンフレットや広報紙等の活用により情報提供をより積極的に行い、制度の周知を図ります。

ひとり親家庭の支援	http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-12073.htm
スマイルセンター	http://www1.odn.ne.jp/smile-center/
メルマガ・スマイルの配信	http://mini/mag2.com/□/M0041266.htm ※□には、Docomo:i, softbank:s, au:eで入力
子育てネットなら	http://www.kodomo.pref.nara.jp/

県・市町村
 母子・父子
 寡婦

奈良県運営の
ホームページ
(H22現在)

②母子自立支援員等による相談事業の実施

母子自立支援員は、地域における民生委員・児童委員等との連携により、ひとり親家庭等の日常生活の様々な相談にきめ細かく対応するとともに、母子家庭等就業・自立支援センターや公共職業安定所との

県・市等
 母子・父子
 寡婦

ネットワークを活用して、ひとり親家庭等の自立を支援します。

県母子自立支援員	県福祉事務所に配置（5人） 母子寡婦福祉資金の貸付相談等で、市等福祉事務所における出張相談を実施
市等母子自立支援員	市等福祉事務所に配置（13人）

(H22現在)

③母子家庭等就業・自立支援センター（スマイルセンター）における就業相談事業の実施

就業に関する支援と併せて、ひとり親家庭等の生活全般にわたる相談にも応じ、支援の情報を提供します。

また、メール相談の利用を促進するとともに、引きこもりがちであるなど相談の利用が困難なひとり親のコミュニケーション能力向上のための講座を開催します。

県
母子・父子
寡婦

④戸別訪問員による相談事業の実施

県福祉事務所に戸別訪問員を配置し、地域との結びつきが弱く、引きこもりがちであるなど就職活動に至らない母子家庭の母について、戸別訪問による相談支援を行うことにより、自立をサポートします。
(安心こども基金特別対策事業のためH23年度限り)

県
母子

(2) 法律相談

①弁護士による法律相談事業の実施

母子家庭等就業・自立支援センター事業の一環として、養育費の取り決めやその履行確保など法律に関する諸問題について、弁護士による特別相談を実施します。

県
母子・父子
寡婦

(3) 女性相談・DV相談

①奈良県こども家庭相談センター(中央・高田)における相談事業の実施

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）による被害をはじめ、子どもや女性、家庭に関する様々な問題に対して相談に応じ、援助を行います。

県
母子・父子
寡婦

②女性センターにおける相談事業の実施

女性のあらゆる問題や悩みについて、女性相談員が女性の立場に立って聴き、相談者と共に考えながら相談者自らが問題解決の糸口を見つけることができるよう相談に応じます。

また、月に一度、電話による男性相談の窓口を設けています。

県
母子・父子
寡婦

(4) 身近な地域活動者による情報提供

①母子福祉団体・民生委員・児童委員等の身近な地域活動者による情報提供

母子寡婦福祉団体、民生委員・児童委員等身近な地域活動者による、

県・市町村
母子・父子
寡婦

ひとり親家庭等への情報提供の充実を図ります。

(5) 地域におけるひとり親家庭の交流・相談

①「自立意欲の形成」に向けた交流・相談の場づくり

ひとり親の自立意欲の形成に向け、ひとり親家庭が定期的集い、お互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場を設けるなど、母子福祉団体等身近な地域団体による交流・相談の場づくりを促進します。

県・市町村

母子・父子

寡婦

2 就業支援策の推進

母子家庭の母は、就業してもパートなど不安定な雇用状況となる場合が多いことから、子育てをしながら収入面・雇用面でより安定した仕事に就き、経済的に自立できるよう、職業能力向上のための訓練、効果的な就業あっせん、就業機会の創出など、就業面における支援が必要です。

また、父子家庭の父や寡婦を含めたひとり親等の就業による自立支援策を効果的に推進するためには、就業に関する情報提供や、就業する際の子育て支援など、福祉分野と雇用分野をはじめとした行政機関の連携による、幅広い支援が必要です。

《5年間における重点取組》

☆母子家庭等就業・自立支援センター(スマイルセンター)事業の充実

…利用者の利便性に配慮した効果的な事業展開、父子家庭の父に対する自立支援プログラム策定による就業支援

☆就業に結びつく資格取得・能力開発支援

…取得を希望する資格取得や能力開発への支援

☆在宅就業の拡大に向けた環境整備

…在宅就業を進めるための業務開拓、能力開発及び業務処理

《目標値》

●スマイルセンター「就業支援バンク」登録者の就業率

母子家庭の母・寡婦 H21 41% → H26 50%

●スマイルセンター就業支援講習会受講者の就業率

H21 58% → H26 70%

(1) 就業相談・就業情報提供

①母子家庭等就業・自立支援センター(スマイルセンター)による就業支援

専門相談員による、就業相談から就職情報の提供など、ひとり親等への一貫した就業支援サービスを提供します。

公共職業安定所(ハローワーク)、福祉人材センター等との連携により、ひとり親等の希望や特性に応じた求人情報を提供します。

県

母子・父子

寡婦

②自立支援プログラム策定事業の実施

児童扶養手当を受給しているひとり親の職業的自立を促進するために、奈良県スマイルセンターに自立支援プログラム策定員を配置し、母子自立支援員等と連携し、生活状況、就業への取組、職業能力開発や資格取得への取組等、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定します。

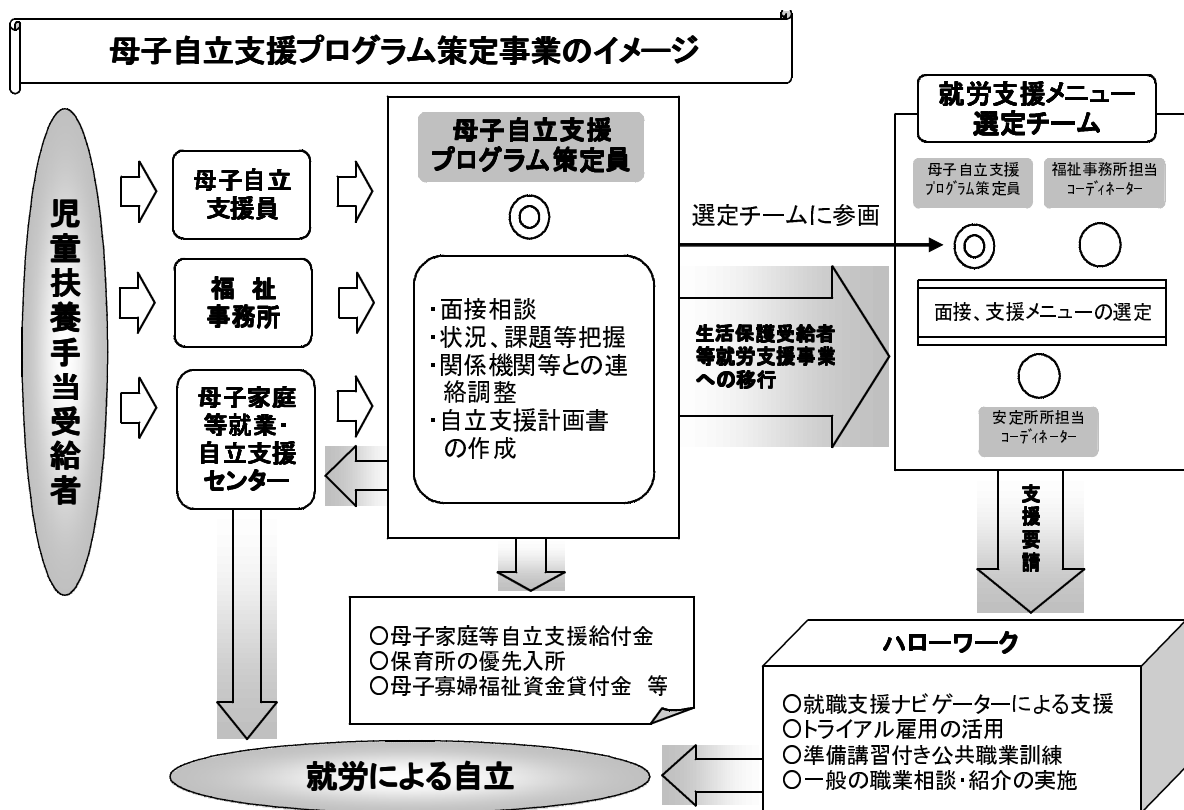
また、当該プログラムに基づき、ハローワーク等とともに、就業に至るまでの支援を実施します。

県・市等
母子・父子

③母子自立支援員による就業相談（再掲）

母子自立支援員が様々な機会を捉えて、奈良県スマイルセンターやハローワーク等各種支援機関と連携して、求人情報の提供や、就業・能力開発に関する相談等に対応します。

県・市等
母子・父子
寡婦



(2) 就業に向けた能力開発

ひとり親家庭、特に母子家庭の母は、就業経験が少なかったり、結婚・出産等による就業の中断により、職業経験や技能が十分でない場合があります。就職または再就職に際して困難を伴うことがあります。このことから、母子家庭の母のより安定した就業に向けた能力開発のための支援が必要です。

①就業支援講習会・セミナー等の実施

母子家庭等就業・自立支援センター(スマイルセンター)事業の一環として、母子家庭の母及び寡婦の円滑な就業準備や転職を支援するため、就業に結びつく可能性の高い技能、資格取得のための就業支援講習会を開催します。

県
母子
寡婦

就業経験のない又は就業経験に乏しい母子家庭の母に対し、準備講習付き職業訓練を実施し、職業的自立の促進を図ります。

また、意識啓発等を目的とした準備講習を実施し、修了者を実際の職業に必要な技能・知識を習得するための公共職業訓練の受講へ移行させることにより、職業能力開発の機会・効果を向上させます。

講習内容	パソコン、調理師、ホームヘルパーなど
------	--------------------

②公共職業訓練の受講促進

求職者や転職希望者を対象に、様々な訓練科目の設定により、総合的な職業能力の開発・向上を図ります。

奈良県立高等技術専門学校が実施する職業訓練	<ul style="list-style-type: none"> ●施設内訓練 科目：ITシステム、家具工芸、建築、服飾ビジネス、住宅設備、ビルメンテナンス、オフィスビジネス、造園技術、販売実務など 期間：6か月～1年 ●施設外訓練(委託訓練) 民間職業能力開発施設へ委託して実施 科目：ビジネス実践、総務実務、訪問介護など 期間：3か月～2年
-----------------------	--

③在宅就業支援事業の実施

在宅で子育て等をしながら就業できる在宅就業は、子どもの養育と生計の維持を一人で担わなければならないひとり親家庭等にとって効率的な就業形態です。このため、ひとり親家庭等の在宅就業について業務の開拓、参加者の能力開発、業務処理の円滑な遂行等に一体的に取り組めます。(安心こども基金特別対策事業のためH23年度限り)

④母子家庭自立支援給付金(自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費)事業の実施

母子家庭の母等の就業に関する知識や技能の習得を容易にするため、自立支援教育訓練給付金や高等技能訓練促進費を給付し、就職の促進を図ります。

自立支援教育訓練給付金	●対象講座 雇用保険制度の教育訓練給付金の指定教育訓練講座
高等技能訓練促進費	●対象資格 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士

⑤母子及び寡婦福祉資金貸付金による就業支援

母子家庭の母及び寡婦が就職するために必要な知識・技能を習得する場合や自ら新たに事業を開始する場合(共同事業を含む)は、母子及び寡婦福祉資金貸付金の技能習得資金や生活資金、事業開始資金等の貸付を行います。

県
母子・父子
寡婦

県
母子・父子
寡婦

県・市等
母子

県
母子
寡婦

(3) 就業機会の拡充

母子家庭の母等の雇用については、子どもの養育等のために就業形態に一定の制限が必要となる場合が多いため、事業主の理解はもとより、雇用の場の創出や様々な主体による就業支援など、母子家庭の母等の雇用に関する社会的な取組への気運を醸成することが必要です。

<p>①事業主への母子家庭の母等の雇用の働きかけ 母子家庭等就業・自立支援センター(スマイルセンター)事業等の一環として、事業主に対し、母子家庭の母等の雇用について理解を得るため、広報・啓発等の働きかけを行います。</p>	<table border="1"> <tr><td>県</td></tr> <tr><td>母子・父子</td></tr> <tr><td>寡婦</td></tr> </table>	県	母子・父子	寡婦
県				
母子・父子				
寡婦				
<p>②公共的施設における雇用の促進 母子及び寡婦福祉法第29条及び第34条に基づき、県、市町村及び社会福祉施設等において、母子家庭及び寡婦の雇用を促進します。</p>	<table border="1"> <tr><td>県・市町村</td></tr> <tr><td>母子</td></tr> <tr><td>寡婦</td></tr> </table>	県・市町村	母子	寡婦
県・市町村				
母子				
寡婦				

3 子育て支援策の推進

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うことから、子育てと仕事の両立に困難や悩みを抱えています。

次世代を担う子どもたちが健やかに成長するには、地域社会におけるひとり親家庭への理解と安心して子育てができる環境づくりが重要であり、そのため、ひとり親家庭の多様なニーズに応じた適切な支援を行うことが必要です。

《5年間における重点取組》

☆子育て相談・教育相談の利用促進

…子育てや教育に関する悩みを受け止め、相談を円滑に行う

☆ひとり親家庭の児童の心を支える活動の推進

…ひとり親家庭の児童が気軽に相談することのできる大学生等を児童の家庭に派遣し、児童の悩みを聞き、心を支えるとともに、生活面の指導を行う

☆養育費確保のための法律相談の利用促進

…弁護士相談の利用促進、養育費相談支援センターの活用、母子自立支援員等による助言

《目標値》

●「子どもについての悩み」の相談窓口の利用促進

「適切な相談相手がいない」 (「奈良県ひとり親家庭実態調査」結果)

母子世帯 H21 9% → H26 5%

父子世帯 H21 25% → H26 15%

●養育費確保のための相談窓口の利用促進

「相談していない」 (「奈良県ひとり親家庭実態調査」結果)

母子世帯 H21 37% → H26 20%

父子世帯 H21 51% → H26 25%

(1) 多様な保育サービス等

①保育所優先入所の促進

母子及び寡婦福祉法第28条に基づき、保育所に入所する児童を選考する場合には、母子家庭等に特別の配慮が必要となっています。このため、ひとり親家庭の親が就業や求職活動・職業訓練を十分に行うことができるよう、ひとり親家庭の児童の保育所への優先入所を促進します。

市町村

母子・父子

②延長保育等多様な保育サービス等の実施

ひとり親家庭の親が就業するうえで、保育施策や子育て支援策の充実を図る必要があります。

このため、地域の実情に応じて、保育所における延長保育・休日保育・夜間保育・一時保育・病後児保育等事業を促進します。

また、ファミリー・サポート・センターの設置等により、地域における育児の相互援助活動を促進します。

市町村

母子・父子

	H20実績	H26目標値
延長保育事業	136箇所	154箇所
休日保育事業	4箇所	14箇所
一時預かり事業	60箇所	79箇所
病後児保育等事業 (病児・病後児対応型)	6箇所	13箇所
ファミリー・サポート・センター	7市	12市町村

奈良県次世代
育成支援行動
計画の目標値
(H20→H26)

③子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の実施

保護者が病気や仕事、育児疲れ等により、平日、夜間又は休日に不在となり、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となる場合に、児童養護施設等において子どもを一時的に預かる子育て短期支援事業を促進します。

市町村

母子・父子

	H20実績	H26目標値
ショートステイ	8箇所	15箇所
トワイライトステイ	8箇所	14箇所

奈良県次世代
育成支援行動
計画の目標値
(H20→H26)

(2) 児童の健全育成

①放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の優先的利用の促進

昼間（放課後）保護者のいない小学校低学年児童の健全育成と、ひとり親家庭の仕事と子育ての両立を目的とし放課後児童クラブの設置を促進するとともに、ひとり親家庭の児童の優先的利用を促進します。

市町村

母子・父子

	H 2 0 実績	H 2 6 目標値	奈良県次世代計画の目標値 (H20→H26)
放課後児童クラブ数	204箇所	222箇所	
放課後児童クラブの定員	10,035人	10,623人	

②ひとり親家庭の児童の訪問援助事業の実施

ひとり親家庭の児童が気軽に相談することのできる大学生等を児童の家庭に派遣し、児童の悩みを聞き、心を支えるとともに、生活面の指導を行います。

市町村
母子・父子

(3) 子育て相談・教育相談

<p>①子育て電話相談・電話教育相談等による相談等の実施</p> <p>ひとり親の子育てや教育に関する悩みを受け止め、適切な支援策へつなぐため、専門の相談員による子育て電話相談・電話教育相談等による相談を実施します。</p>	<p>県・市町村 母子・父子</p>
---	------------------------

(4) 養育費確保支援

養育費の取り決めについては取得額も低く、また、取り決めが行われていても支払われないケースが多く見られます。離婚等により子どもを監護しなくなった親であっても、民法上、その子どもを扶養する義務があり、養育費を支払う義務を負っています。養育費は、子どもの健やかな成長にとって重要なものであることから、養育費の取り決めや取得促進に関する情報提供や啓発を行うことが必要です。

<p>①弁護士による法律相談の実施</p> <p>母子家庭等就業・自立支援センター(スマイルセンター)事業の一環として、養育費の取り決めやその履行確保など法律に関する諸問題について、弁護士による特別相談を実施します。</p>	<p>県 母子・父子 寡婦</p>
<p>②養育費確保に向けた広報・啓発の推進</p> <p>市町村と連携し、児童扶養手当現況届の提出時など様々な機会において情報提供を行うとともに、母子自立支援員に対し、養育費の取り決め手続き等、養育費に関する研修を実施します。</p>	<p>県・市町村 母子・父子</p>

4 生活支援策の推進

ひとり親家庭となった当初は特に生活が大きく変化し、住居・収入・子どもの養育等様々な問題に直面し、親子とも不安定な生活を強いられる場合も多く、その生活再建を図り、安定した生活を送るために、生活や経済面について適切な支援を行うことが必要です。

《5年間における重点取組》

☆母子及び寡婦福祉資金の貸付による経済的自立・生活意欲の助長

☆医療費助成の拡充

…ひとり親家庭の親と子の健康の保持及び福祉の増進のため、父子家庭(満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童がいる家庭)にも医療費助成を拡充

☆家庭生活支援員の派遣等による日常生活支援

…家庭生活支援員派遣により、家事負担・子育て負担を軽減

☆母子生活支援施設入所世帯に対するきめ細かな自立支援

…母子就業支援員等による就業支援、処遇困難な入所世帯に対する専門的見地からの自立支援

《目標値》

●母子及び寡婦福祉資金貸付金の制度周知

「制度を知らない」 (「奈良県ひとり親家庭実態調査」結果)

母子世帯 H21 70% → H26 35%

●母子家庭等日常生活支援事業の制度周知

「制度を知らない」 (「奈良県ひとり親家庭実態調査」結果)

母子世帯 H21 67% → H26 35%

父子世帯 H21 70% → H26 35%

(1) 経済的支援

①母子及び寡婦福祉資金貸付金の貸付

母子及び寡婦福祉資金貸付制度については、制度に関する情報提供を行うとともに、福祉事務所の窓口等で母子自立支援員等が貸付の相談にあたり適正な貸付業務を行います。

資金種類	①事業開始資金 ④技能習得資金 ⑦住宅資金 ⑩結婚資金	②事業継続資金 ⑤修業資金 ⑧就職支度資金 ⑪生活資金	③修学資金 ⑥転宅資金 ⑨就学支度資金 ⑫医療介護資金
相談窓口	県及び市等福祉事務所		

県・市等

母子

寡婦

②児童扶養手当の適正な給付

児童扶養手当の給付は、県及び福祉事務所を設置する市等が実施していますが、市町村と連携し、児童扶養手当制度に関する周知を図るとともに、適正な給付業務を実施します。

県・市等

母子・父子

③ひとり親家庭の医療費助成の拡充

ひとり親家庭の経済的負担を軽減し、健康の保持及び福祉の増進を図るため父子家庭にも拡充し、児童(満18歳に達する日以後の最初の3

市町村

母子・父子

月31日まで)とその児童を扶養する者の医療費の自己負担分の一部を助成します。

④保育所保護者負担金の減免の実施

ひとり親家庭等の課税状況に応じて、保育所の保護者負担金を減免します。

市町村

母子・父子

(2) 日常生活支援

①母子家庭等日常生活支援事業の実施

ひとり親や寡婦が、一時的に家事、育児等の日常生活に支障が生じた場合に、家庭生活支援員の派遣等により、日常生活のサポートを行います。

また、個々の状況に応じたサービスをより身近な地域で効果的に提供できるよう事業の促進を図ります。

事業内容	技能習得・就職活動・疾病・看護・冠婚葬祭・出張・学校行事等の事由により、一時的に子育てや生活の支援が必要となった場合に、家庭生活支援員の派遣等により、家事・介護・保育サービス等の支援を行う
------	--

県・市町村

母子・父子

寡婦

(3) 住宅支援

①母子生活支援施設における支援

離婚等により生活や子どもの養育が困難となった母子家庭に対して、精神的に安定できる環境を提供しつつ、生活や子どもの養育上の様々な支援を行うことが必要です。

18歳未満の子どもがいる母子家庭においては、子どもの健全な育成のために、施設への入所を希望する場合は、施設入所により子育てと生活の自立が図れるよう支援します。

施設名	経営主体	定員
佐保山荘	社会福祉法人	30
ライフイン・郡山	社会福祉法人	20
ヒューマンかつらぎ	社会福祉法人	30

県・市等

母子

(H22現在)

②公営住宅における優先入居の推進

離婚するに当たっては、転居するケースも多く、また、母子家庭の収入は一般世帯に比べて低い水準にあることから、母子家庭の公営住宅入居への配慮が必要です。

県では、母子家庭（配偶者からの暴力等により婚姻関係が事実上破綻している世帯を含む）や高齢者、障害者等の社会的不利益な立場にあり特に住宅に困窮する方々に対し、県営住宅の募集にあたって優先枠を設定し、その支援を図ります。

また、市町村においても、地域の実情に応じて、母子家庭を対象とした公営住宅の優先入居についての検討を促進します。

県・市町村

母子

【参考】国（奈良労働局）等が実施する事業

1. 公共職業安定所（ハローワーク）における就業及び公共職業訓練のあっせん

公共職業安定所においては、必要な求人情報の積極的な提供を行うとともに、母子家庭等就業・自立支援センター(スマイルセンター)と連携して、母子家庭の母等に対してきめ細かな職業相談や職業紹介及び公共職業訓練等の相談・受講指示（推薦）を実施。

2. 特定就職困難者雇用開発助成金の活用

母子家庭の母等にはパートタイム労働者が多いことから、短時間労働被保険者も対象者となるなど、事業主に対して周知を図りその活用を推進。

母子家庭の母等就職が困難な者の雇用機会を拡大するため、これらの者を公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介により雇い入れ、継続して雇用する事業主に対して助成金を支給。 ●助成額：賃金支給額の一部(30万～90万円) ●助成期間：1年

3. 試行雇用（トライアル雇用）を通じた早期就職の促進

母子家庭の母等に実践的な能力を取得させるなど、早期就職を促進するための短期試行雇用を促進。

母子家庭の母等の常用雇用への移行や早期就職の促進に向け、その適性・能力等について求職者と事業主が相互に理解を深めるための試行雇用（トライアル雇用）を実施する事業主に対し、奨励金を支給。

●助成額：対象労働者1人につき月額4万円、●助成期間：最大3ヶ月間

4. 事業主に対する母子家庭の母の雇用に関する啓発活動の推進

事業主に対し、母子家庭の母の雇用について理解の浸透を図るための啓発活動を積極的に推進。

5. (財)21世紀職業財団における仕事と育児・介護の両立支援の推進

母子家庭の母等は、過去の職業経験や希望する就業形態が多様であることから、仕事と家庭の両立支援のため、育児・介護等に関する各種サービスとして、インターネットによる具体的な情報提供等を行う。

●電話：0742-36-6777 ●インターネット：<http://www.jiwe.or.jp/>

第6章 計画の推進

1 計画の推進

第2次プランの推進にあたっては、国、県、市町村及び母子寡婦福祉団体等の関係団体が連携して取り組むとともに、第2次プランに定めた施策についての進捗状況の把握、必要に応じ、外部の有識者等で構成する会議に対し進捗状況を報告し、それに対する意見を踏まえながら、新たな課題への対応を行うなど、適切な進行管理を行います。

また、市町村等との会議を通じて、ひとり親家庭等の現状や課題について情報共有を図るとともに、市町村や関係団体等において各種施策の推進が図られるように努めます。

2 国、市町村等との役割分担と連携

ひとり親家庭等に対する自立支援策は、これまでは児童扶養手当などの経済的支援が中心であり、都道府県が事業主体として事業を実施してきましたが、平成14年の母子及び寡婦福祉法の改正等により、住民に身近な市町村における役割が明確にされるなど、施策の再構築が図られました。

施策の推進にあたっては、国、県、市町村等が適切に役割を分担しながら、相いに連携するとともに、民間企業や関係団体等の様々な主体の取組や行政とのパートナーシップによる支援が必要です。

① 県の役割

国の基本方針に即した自立促進計画を策定し、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的にひとり親家庭等の施策を実施します。

また、市町村が実施する就業支援や生活支援が円滑に進むよう、市等における自立促進計画の策定状況や各種施策の取組状況などについて情報提供を行います。

② 市等の役割

国の基本方針に即して、早期に自立促進計画を策定するとともに、地域の実情に応じて、計画的にひとり親家庭等の施策を実施することが必要とされています。

また、母子自立支援プログラム策定等事業や母子家庭等就業・自立支援事業等自ら実施すべき施策の推進、自らひとり親家庭等の施策を効果的かつ効率的に実施するための課題や方策を検討し、地域の実情に応じたひとり親家庭等への支援を行うことが求められています。

特に、児童扶養手当の支給と自立支援を一体的に行う重要な役割を担うことが求められています。

③ 町村の役割

子育てや生活支援など町村が自ら主体となって実施すべき施策を推進するとともに、住民に身近な地方公共団体として、ひとり親家庭等に対し、相談に応じ、さまざまな施策等についての情報提供を行うことが必要とされています。

④ 民間企業や関係団体等の役割

民間企業には、特定就職困難者雇用開発助成金や試用雇用（トライアル雇用）奨励金、中小企業雇用安定化奨励金等の施策を活用するなどにより、母子家庭の母の雇用の促進が求められています。

また、ひとり親家庭の親が円滑に仕事と子育てを両立できるよう、子育てを支援する休暇制度の充実や子どもの病時など急を要する事態における休暇取得促進など、子育てしやすい職場環境を整備することが求められています。

母子寡婦福祉団体等ひとり親家庭等に対する支援を行う団体には、必要に応じて、行政と連携・協働しながら、子育てや就業など多様な支援を行うことが求められています。

【参考】国の役割（国の基本方針より抜粋）

国は、母子家庭等及び寡婦施策に係る施策や制度の企画・立案を行う。また、効果的な施策の展開のための調査・研究を行ったり、母子家庭等及び寡婦施策に係る施策の普及・啓発、また、関係者の研修等を行う。

さらに、都道府県が市等における母子家庭等及び寡婦施策を効果的かつ効率的に実施するための課題や方策の検討について、地域の実情に応じて支援する体制を整備するとともに、連絡会議等を通じて、都道府県等や市等の自立促進計画、施策や取組について情報提供を行うなど、都道府県や市町村に対する支援を行う。

3 計画の評価

第2次プランにおける施策については、計画期間内に評価を行います。

また、次期計画の策定にあたっては、ひとり親家庭等の生活状況やニーズ等を把握するために実態調査を行い、母子寡婦福祉関係団体及びひとり親家庭等施策関係者等からの意見を幅広く聴取し、その意見等を踏まえて検討します。